

# 感染性医療廃棄物の収集運搬及び処理業務委託基本契約書

## (案)

沖縄県立八重山病院 院長 篠崎 裕子（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の事業場から排出される感染性医療廃棄物の収集運搬、処理及び処分に関して、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、次のとおり契約を締結する。

### (目 的)

第1条 この契約は、沖縄県立八重山病院から排出される感染性医療廃棄物及び感染性医療廃棄物の残渣（以下「医療廃棄物」という。）を適正に収集運搬及び処理することを目的とし、次のとおり乙に委託する。

### (委託の内容)

第2条 甲は、甲の事業場から排出される医療廃棄物の収集運搬及び処理業務委託契約（以下「本契約」という。）を乙に委託し、乙はこれらを受託するものとする。

2 本契約により甲が委託する業務の詳細は、仕様書のとおりとする。

### (作業実施基準等)

第3条 甲は、自らの施設内に場所を定めて医療廃棄物を安全に集積・保管し、必要に応じて乙に医療廃棄物の収集運搬を依頼するものとする。

2 医療廃棄物の収集運搬は原則として毎月2回とする。但し、甲から指示があった場合はその指示に従う。

### (法令上の責任)

第4条 乙は、医療廃棄物の処理等を実施するにあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日号外法律第137条）」及び各地方の条例等の関係規則を遵守しなければならない。

### (処理等に関する情報の提供及び報告等)

第5条 甲は、医療廃棄物の適正な処理のために必要な情報を乙に提供するものとし、乙は、本契約における結果を甲に報告するものとする。

2 前項の手続きは、平成2年3月26日付け衛産第18号による厚生省生活衛生局水道環境部長通知『産業廃棄物におけるマニフェストシステム（集荷目録制）の実施について』に定める「マニフェストシステム実施要項」に従い、所定の伝票（以下「マニフェスト伝票」という。）によ

り行うものとする。

#### (委託料の額)

第6条 甲が乙に支払う委託料の単価は、別記1のとおりとする。

2 前項の料金には本契約の収集運搬・中間処分・最終処分にかかるすべての費用を含むものとする。

#### (委託期間)

第7条 本契約による委託期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合は、甲乙で十分に協議を行った上で、これを行うものとする。

#### (契約保証金)

第8条 乙は、契約保証金として第2条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）を付しなければならない。（沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかの号に該当する場合は免除とする）

#### (受託料の請求及び支払い)

第9条 乙は、原則として1か月毎に委託料を計算し、翌月の7日までに甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項により適正な請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

第10条 甲の責に帰すべき事由により支払いが遅れた場合、乙は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。

#### (権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合はこの限りではない。

3 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

#### (許可証の確認)

第12条 乙は、処分委託内容についての関係官庁の許可証（収集運搬業及び処分）の写しを甲に提出するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

#### (機密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に際して業務上知り得た相手方の機密保持を、本契約の有効期間中はもとより、契約終了後といえども、一切これを第三者へ漏らしてはならない。

#### (委託金額の変更等)

第14条 一般経済事情の変動等に基づく価格等の変動により作業用材料等に増減を生じても、当初の委託金額又は作業内容を変更することはできない。但し、最低賃金額の改定、予期することのできない異常な事情が発生したための経済情勢の激変等により委託金額が著しく不相当であると認められるに至った時は、甲、乙協議のうえ、委託金額又は作業内容を変更することができる。

#### (契約解除権)

第15条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面をもって通知するものとする。

2 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額、又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

3 甲は、前項の場合において解除がなされた場合は、乙に対して協議の場を設けることとし、契約の解除に至った状況を説明する責めを帰すものとする。ただし、前項の場合においては、甲はこれによって生じた乙の損害についてその責務を負わない。

4 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。（反社会勢力排除）

甲及び乙は、自己又は自己の経営者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明する。

#### (反社会勢力の排除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### （契約解除の際の未処理医療廃棄物の取扱）

第17条 前項の契約解除に際し、契約解除以前に甲の施設から排出された医療廃棄物については、契約解除の事由如何にかかわらず、乙が責任を持って処理するものとする。

#### （履行不能の場合の措置）

第18条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

#### （法令遵守及び調査）

第19条 乙は、労働基準法や最低賃金法等労働関係法を遵守しなければならない。

- 2 甲は委託契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- 3 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、収入支出の額を記載したその出納を明らかにしておかなければならない。

#### （疑義等の決定）

第20条 本契約において、記載条件の変更及び定めなき事項について疑義が生じたときは、関係法令に従い、甲、乙双方が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県石垣市真栄里 584 番地 1  
沖縄県立八重山病院  
院長 篠崎 裕子 印

乙

別記1

## 委託料金（単価）

本契約に係る医療廃棄等の処理委託料金は以下のとおりとする。

処理・処分料金（収集運搬・中間処理・最終処分等全て含む）

| 区分                  | 消費税抜きの額 | 消費税込みの額                    |
|---------------------|---------|----------------------------|
| 感染性医療廃棄物<br>1 kgにつき | ¥       | 左の金額に 110/100 を<br>乗じて得た金額 |